

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 土地				1 土地			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合	共架設備	使用する電柱又は電話柱1本につき1年	1,500円	電気事業及び電気通信事業のため使用させる場合			電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額
	その他のもの（知事が別に定めるものを除く。）		電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額				
略				略			
2 建物その他の工作物				2 建物			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合（知事が別に定める設備を設置する場合に限る。）		使用場所1箇所につき1年	1,500円				
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合			使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額				
会議室として使用させる場合	県庁舎講堂	1時間	6,610円	会議室として使用させる場合	県庁舎講堂	1時間	6,610円
	県庁舎講堂以外の会	使用面積1平方メートルにつき1	10円		県庁舎講堂以外の会	使用面積1平方メートルにつき1	10円
	木造		5円		木造		5円

合	議室	時間	
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）を使用させる場合		当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円
その他の場合	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎	使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円
	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎以外の建物		1,330円
	木造		430円

備考

合	議室	時間	
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）を使用させる場合		当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円
その他の場合	県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察本部庁舎	使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円
	県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察本部庁舎以外の建物		1,330円
	木造		430円

3. 工作物

区分	使用料	
	単位	金額
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）	当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円

備考

1～3 略

4 「共架設備」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線その他の設備をいうものとする。

5 略

6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。

(1) 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合にあつては、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(2) (1)以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによる。

7 略

8 略

9 略

1～3 略

4 略

5 建物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

6 略

7 略

8 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。